大崎市民病院医療事故の公表について(包括的公表)

令和5年 4月 1日~令和5年 9月30日に発生した医療事故は次のとおりです。

レベル3bまたは4aに該当する件数

3 b	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化,入院日数の延		
	期、外来患者に入院、手術、骨折)	2 件	
4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題を伴		
	わない	0 件	

このうち、他の医療機関の事故防止につながると考える事例を、下記のとおり掲載します。

No.	概要	原因	改善・対応策
1	退院翌日、救急外来受診を受診し帰宅の方針となった。端座位でふらつきがなかったため看護師の見守りで車いすに移乗を行なった。サンダルを履かせ歩き始めた時、サンダルが滑り、右肩、右側胸部、右大腿部を床にぶつけ、入院となった。翌日のCTにて肋骨に陳旧性骨折と新規骨折を認めた。	(患者側の要因) ・サンダルが滑った。 ・前日まで入院中で筋力低下が生じた可能性がある。 ・飲酒の影響がある。 〈看護師側の要因〉 ・転倒の可能性のアセスメント 不足 ・立位の状態を観察せず一気に立位から移乗までおこなった。	サンダルなど不安定なはき物の際には特に注意する。 転倒の可能性があることを念頭に見守り、介助を行う。 離床時の症状やバイタルサインなど患者の状態変化を観察し、適切な移動手段をアセスメントする。 重症度や症状に合せ段階的な離床を促す(座位→端座位→立位→足踏み)。